天海訴訟を支援する会

ニュース 2016/7/22 No. 6

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222 グリーンハイツ 109 障千連内

TEL • FAX 043-308-6621

カンパ金振込先

〒振替 00180-6-27389 障千連 通信欄に「天海訴訟」と書いてください

第5回 口頭弁論 8月5日(金)

傍聴 お願いします!

午後2時 きぼーる前

街頭宣伝 裁判所へ

午後3時 開廷

閉廷後 報告集会

第5回口頭弁論は原告の主張に対する被告の反論が行なわれます。

第3回口頭弁論で裁判長が質問した事項 (障害者総合支援法の成立経過、障害者が 65歳になったときの各自治体の対応、違 憲内容、障害者総合支援法の改正法案が出 ているがそれについての見解)に対する第 4回口頭弁論での原告側回答に対して、被



告千葉市側がどのような反論を 示すのか、関心が高まるところで す。

ぜひ、多くの方の傍聴参加をお 願いいたします。

第4回口頭弁論

原告、憲法違反を主張

6月21日に第4回口頭弁論が行なわれました。大雨警報が出て、午前中は強い雨でした。東京から傍聴に駆けつけていただく予定の車いすの方々が雨のため不参加になるなどのことがありましたが、午後になり、開廷する頃には青空が出てきました。

カンパのお願い

裁判には費用がかかります。支援活動にも経費 が必要です。皆さまのご協力をお願いいたしま す。振込先は1面上部に記載しています。 前回同様きぼーる前でチラシ配布、マイク発言などの街頭宣伝を短時間でしたが行ないました。その後、列を組んで裁判所まで行進しました。傍聴者は33人でした。

今回は裁判長から説明を求められた点に ついて、原告の準備書面を提出し、その概 要について武井弁護士が読み上げました。

「障害者の権利を不当に制限するような7 条の適用は憲法違反」と断じました。

障害者福祉と介護保険

できること、できないこと学習会のお知らせ

8月28日(日) 13:00~15:30

千葉市中央コミュニティーセンター (千葉市役所向い) 5階 講習室1 講師 関山 美子さん(民医連ケアマネ)、 内藤 大輔さん(あなたの手ケア サービス代表)

学習会は、障害者団体との共催です。 引き続き、

15:45~16:45

天海訴訟を支援する会 (支援者会議)

経過報告、今後の方針 など 多くの方のご出席をお願いいたします。

裁判長の宿題に充分応えた 第4回口頭弁論報告集会 他市町村の事例を沢山集めましょう

第4回口頭弁論閉廷後、県弁護士会館で報告集 会が開かれました。

良く分かる整理された準備書面

• 八田代表二

原告側の準備書面が提出され、その要点をお 伺いしました。大変よくわかるきちんと整理さ れたものでした。特に、障害者には「憲法14 条及び25条から導かれる応能負担により、福 祉を利用する権利がある。」という部分です。

実は、私は、東京の「命とくらし総合研究所」 というところの副理事長をしていて、外国など へも視察に行っていますが、ドイツ、フランス、 イタリア、イギリス、これらの国は福祉も医療 もすべて無料、もしくは少額応能負担です。ド イツでは、年収の2%までとなっていたり、フ ランスの場合は、病気が重かったりしますと、 癌などの薬は無料になっています。そして共済 制度が発達していて、共済制度に入れない人に 政府がお金を出して、すべての国民が共済に入 れるような仕組みを作り、無料に近い形になっ ています。イギリス、イタリアも原則無料とい うことでした。

言えることは、社会保障は、所得の低い人が 人間としての尊厳を守って暮らしていけるよ うにするためのものであって、そのことを何よ りも保障しなければいけないというのが、世界 的な常識で、当たり前のことだと思います。

改めて訴訟というのが、応能負担原則による 福祉を利用する権利、これを勝ち取っていく戦 いが、おそらく日本の全体としての社会保障の 戦いの原則として、改めて宣言していくような 運動に広がっていくのではないかと思います。

勝ち取った権利は守りたい

• 天海原告=

障害者運動で勝ち取った応能負担は、守らなければと思います。今日の書面がすっきりと説

明されていてよかったと思います。これからも がんばっていきたいと思います。ありがとうご ざいました。

裁判長の宿題に充分応えた

• 向後弁護士=

今日提出した書面に対して、裁判長から注文 もなく、前回の宿題には十分応えられたのでは ないかと思います。若干の積み残しについて、 ほかの自治体の対応についてのデータは保留 にしましたので、愛知県、千葉県内の対応の情 報提供をいただいて、さりげなく申請を通して いる例でもあれば、お寄せいただきたいと思い ます。

他の自治体の事例がほしい

• 外山弁護士=

私としては、これだけのものが書け、弁護士に考えさせてくれる事件をやらせてくれて感謝しています。

そもそも介護保険優先とは何かということです。人が年を取って体が弱って、要介護状態になった時、介護保険を使う、それはあってうなずけるかもしれない、また65歳を超えてから、たとえば、視覚障害になったりすることがありうる、その時新しい給付が必要になるわけで、新しい給付つきの介護保険優先は理解できます。しかし、もともと障害のある人が、65歳を超えた時、障害者の高齢化について、介護保険優先ということはないと思います。今回そのような問題提起をしました。ある程度の説得力はあると思います。

ただ、どうしても読み切れないのは、今年成立した改正障害者総合支援法です。あれがどういう意味付けになって、これから先どのようになっていくのか、まだまだこれからも主張することは出てくかなと思います。

それから、私たちが一番ほしい情報は何かと

いうと、他の自治体での事例がほしいです。ぜひ教えてもらいたいと思います。

良い風の流れが来ている

• 武井弁護士=

お疲れ様でした。午前中の会見に時事通信の記者が来て質問していました。その方が法廷に来ていたので、世間に発信していこうということが達成されたかなと思いました。

裁判長が他の自治体の対応が宿題だと確認 されました。裁判官の興味、関心があるからで、 ここをどれだけ補強できるかが大切なことで、 逆にそのようなことを言ってくれるというこ とは、全然望みがないわけではないと思いまし た。

5月に法律が変わって、低所得者の負担軽減措置が入るとのこと、それは、今までの法律が低所得者に対して、あまりにも厳しい処置になっていたことを認めているから、あのように変わったということで、我々の主張に沿う形での法制度の整備の必要性を裏付けることでもあります。いい風の流れが来ていると思います。ぜひこれからもがんばっていければと思います。

法改正は裁判にとっては追い風

• =橋=

法改正は、内容的には不十分な改正ですが、 利用料の負担が障害者に過酷だと言うことを 国は認めたのですから、裁判にとっては大きな 一歩だと考えます。

・千葉市との話し合いの申し入れをしたらよいと思います。署名運動の準備をし、千葉市の社 保協と障千連とでとりくむようにしていきた い。

佐倉市ではバッサリ切ることは ない

・佐倉市では、障害者に対する対応として3通りあって、①介護保険の事業所がないこと、② ディサービスの場合、障害者のディサービスを ずっとやってきたのに、いきなり介護保険ディサービスに移るのは無理だろうから、障害者のディサービスを利用できること、③もう一つは、障害者の在宅介護をバッサリ切らないようにするということです。

市町村アンケートを

• 齊藤二

他の市町村のやり方の情報が必要です。質問を整理をして、文書化して回答を求めるアンケートを取るのがよいのではないか。それが裁判官の心象に大きく影響すると思います。

そのまま障害福祉を続行している市町村は存在する

• 斉藤茂二

調べることは大切です。県内の各自治体の対応の仕方を知るよい機会にすることが大事です。知的障害でGHに入居されている高齢の方、通所事業所を利用されている高齢の方がたくさんおられるし、すでに65歳の壁を通過している方も70歳以上の人もいらっしゃいます。

私が4か所ぐらいの市町村で、65歳の問題を聞いてみたら、いずれも何の抵抗もなく、そのまま通過しています。「65歳になったけれど、介護保険の制度ではクリアできない問題が、あなたのサービスの中には山ほどあるので、このまま継続していただいて結構です。」といういい方が圧倒的に多いのです。逆に言えば、介護保険の方で引き受ける体制、サービスがないのです。障害者総合支援法の方でやってもらった方がいいのか悪いのかを役所の人と詰めて話してはいませんが、このまま静かにやってもらった方がいいという判断はしているらしいです。そんな自治体を見ています。

ケアマネさんに調べてもらうこ とができる

• 加藤(民医連) =

50数名いるケアマネージャーさんが、千葉市、市川、船橋、八千代、鎌ヶ谷、習志野等のケアプランを作っているので、現場で仕事をし

ているケアマネの人たちに、事例とか行政の対応とかを調べてみるのもいいです。また社保協のキャラバンで、7月には県内市町村にアンケートを出すことになっています。8月には調査の結果がでることになっています。また全国の情報として、どのような対応を、他の県でやっているのかの情報もあるので、提供することはできます。

強制的に打ち切ることが問題

• 八田=

介護保険の申請について、65歳になった時に、介護保険の申請を本人がしていない段階で、障害者給付を打ち切る、無理やり強制的に打ち切るというのが問題です。まさに、この「打ち切る」というのが問題で、介護保険を勧めるけど、申請しない場合、介護保険を勧めながら、給付援助を継続するというのが普通です。アンケートの設定の中身として考えたらと思います。

戦う土俵が広がった

• 市橋(東京) =

多くの仲間がこの裁判を支援しています。今日の裁判で感じたことは、戦う土俵が大きく広がったことです。弁護士さん、天海さんも含めて、この問題をきちんとやっていることに敬意を表します。先ほどの事例で、東京でも90歳の重度障害者が障害者福祉を利用しているという例もあります。そういうことでいえば、ディサービスなどで65歳で突然変わるということは問題です。

5月の法改正でも、障害者は65歳の場合には、「介護保険優先」は変わらずでした。先に自立支援法違憲訴訟団と国とで交わした「基本合意」と総合福祉部会の「骨格提言」、こうした国民との約束をどうやって裏切ったのかということをはっきりさせたい、これからも頑張っていかなければと思っています。



反論できない人も多くいる

• 鈴木信一二

天海さんは、矛盾を感じておかしいと主張できたんだけど、普通の人はなかなか言えないのではないでしょうか。市から「このように変わりました」「申請しないと給付を受けられない」といわれると、素直に従わざるを得ないし、意見もいえない、普通の人はなかなか反論できないひとが多いと思います。そんなとき我々が、「本当は違うんだ」ということを話していかなければと思います。

• 加藤二

一つの事例で、以前に、介護保険になると、 今まで利用していた場所を移らなければいけ ないこととか、高齢者ばかりの集団はいやだと かという、本人からの意見があり、市と話をし たら、そのまま継続ということで、今までのデ ィサービスに通うことができたケースがあり ました。

福祉制度の一本化構想が心配

• 纐緢—

今、政府は、障害者総合支援法見直しなどで、 介護保険優先問題と関連して、障害者福祉サービスが、介護保険サービスと統合し、障害者福祉事業所が、介護保険事業の指定を受けられるようにしたり、障害者相談支援も介護のケアマネも同じ対応でとか、両者を一体化してしまおうとする動きがあります。

さらに今の政府の福祉政策として、保育・子育て支援も統合し、子どもと、高齢者と、障害者と、生活困窮者をまとめて面倒見るような福祉制度をつくろうというような構想の中で、介護保険優先問題が考えられていています。一方、障害者基本法では、障害者福祉の目的や定義がはっきり示されているので、それにしたがって障害者福祉サービスが行われているのですから、「それをすべて介護保険で」という発想は、大雑把すぎるし、それぞれの専門性から考えても心配です。

第4回口頭弁論に提出した原告準備書面の要点

障害者が、食事、排泄、入浴、歩行、会話、見る、聞くなどをしながら、「当たり前の生活」を送るためには、福祉サービスによる援助が必要です。そして、福祉サービスの利用に料金負担が伴うと、支払能力のない障害者は、生きていくために必要なサービスを受けられなくなってしまいます。そこで、戦後立法以降、障害者福祉制度における利用者負担は、長らく「応能負担」とされてきました。

ところが、平成17年2月に施行された障害者自立支援法により、障害者福祉に「応益負担」が導入されました。しかし、それに対しては、平成20年10月に障害者自立支援法違憲訴訟が提起されました。その中で、国は、政策の非を認めて、原告団・弁護団と基本合意を結び、「応能負担」原則が回復されました。

このような障害者福祉における応能負担の 意義や立法の沿革からしても、障害者には、憲 法14条及び25条から導かれる「応能負担原 則により福祉を利用する権利」があるというべ きです。

他方で、介護保険における利用者負担は「応益負担」であり、「介護保険優先」は、障害者の「応能負担原則により福祉を利用する権利」を制限します。

この制限は、合理的範囲内でのみ許されるというべきです。

この点、まず、介護保険は、基本的に「加齢に伴って生じる心身の変化に起因して要介護 状態になった者」を対象とするので、「若年期からの障害」を介護保険優先の対象から除外しても、介護保険制度創設の目的は妨げられません。

逆に、何らの負担軽減措置も講じられていない法制度の下で、若年期から障害を負い、かつ、 応能負担の原則の下、自己負担分なしで福祉サービスを利用してきた障害者に対してまで介護保険を優先させることは、当該障害者に、人格的生存に必要なサービスを受けるために、料

金を負担しなければならないという重大な不利益をもたらします。このような事態は、前述した「障害福祉は応能負担で」という考え方と矛盾しますし、また、介護保険制度の存在により、若年期から障害を負っていた者が害されることになって不合理です。

さらに、平成25年に施行された障害者総合 支援法は、3年後の見直しが予定されていまし た。そして、平成28年5月には低所得障害者 についての負担軽減立法が成立しました。低所 得障害者に対する負担軽減措置のない介護保 険優先は、3年で消滅するはずのものだったの です。そうすると、被告が、平成26年7月に、 原告に対して、介護保険への移行を強行すべき 緊急性は全くなかったというべきです。

結論として、

- ① 介護保険給付と障害者福祉給付との利用者負担原理が異なる
- ② 低所得障害者に対する負担軽減策がとられていない

という前提の下で、

「満65歳に達する以前から障害を負い、その障害を原因として、自立支援給付を受けていた障害者が、その障害を原因として、同一の障害につき、同一の給付を介護保険から受けるに伴い、新たに自己負担が発生する場合」

に、法7条の介護保険優先を適用することは、必要性・合理性・緊急性もなく、無意味に障害者の生活を破壊するものであり、「応能負担によって福祉を利用する障害者の権利」を不当に制限します。

この場合に法7条を適用することは、憲法1 4条、25条から導かれる「応能負担によって 福祉を利用する障害者の権利」を侵害するもの として、違憲であるというべきです。



応能負担原則の沿革

第4回口頭弁論 原告準備書面(別紙)



児童福祉法(昭和22年制定),身体障害者福祉法(昭和24年制定) 社会福祉事業法(昭和26年制定),知的障害者福祉法(昭和35年制定)の制定

平成 9年12月 介護保険法成立

平成12年3月 厚生省課長通知(甲10) *激変緩和措置

4月 介護保険法施行

6月 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」 成立(平成12年法)

*応能負担

*併給調整規定あり

平成15年4月 (平成12年法)施行

*平成 16 年~ 支援費の財源不足を理由に障害者福祉制度の介護保険制度への吸収が 志向される(介護保険統合問題)

平成 18 年 12 月 障害者自立支援法成立

*応益負担導入

平成 18 年 4 月, 10 月 障害者自立支援法施行

12月 障害者自立支援法円滑施行特別対策

住民税非課税世帯等につき、在宅・通所サービス利用の負担上限額を1/4へ (1万5000円の場合、3750円)

平成19年3月 厚労省課長通知(甲8)

平成20年7月 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

住民税非課税世帯等につき、在宅・通所サービス利用の負担場減額をさらに減額 (上記3750円から1500円へ)

平成 20 年 10 月 障害者自立支援法違憲訴訟提起

平成22年1月 障害者自立支援法違憲訴訟につき和解,基本合意締結(乙1)

4月 基本合意に基づき、住民税非課税世帯の利用者負担無料化

(応能負担への回帰)

(「障害者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害者保険 福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するた めの関係法律の整備に関する法律」)

平成25年4月 障害者自立支援法を障害者総合支援法に名称変更

平成26年8月~ 厚労省調査(甲9)

8月1日 本件処分

平成27年2月 厚労省課長通知(甲16)

平成28年3月 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案の国会提案(乙 3)

5月 上記成立

争点整理表

(作:原告弁護団)

2016/04/19

原 告 法 7条を限定的に解することは7条 7 譲保険優先原則適用場面は、「65 に、7条 7 譲保険優先原則適用場面は、「65 に、7条 7 譲保険優先原則適用場面は、「65 に、 そして、原告についてはまになり介護保険の申請資格を得た」とい。そして、原告についてはまになりの意味が、自己負担増加等の不利益と表が取ることなく、介護保険法の規定するもかを受けることができると。「原定解析のの表別」と解すべきものを受けることができるとき」と解すべたものを受けることができるとき」と解すべたものを受けることができるとき」と解すべたと、 (所者的により、自立支援給付に相当するものを受けることができるとと」と解すべたと、 (所名のの表別) は一定解釈のの表別 (原定解釈のの表別) ・法 7条に何ら原定を加えないと、 (所得の主張は立法論) ・法 7条に何ら原定を加えないと、 (所得の5 歳以上の障害者にだけ、「複数の (原告の主張は立法論) ・法 7条に何ら原定を加えないと、 (所得の 5 歳以上の障害者にだけ、「複数の (原告の主張は立法論) ・法 7条にの支援定を加えないと、 (所得の 5 歳以上の障害者にだけ、「複数の (原告の主張は立法論) ・法 7条に何ら原定を加えないと、 (所得の 5 歳以上の障害者にだけ、「複数の (原告の主張は立法論) ・法 7条にの表が方によって、 (前より 不利益に過するのは 方とな (前より 不利益に過するのは 方とな (前より 7 に 大 7 いない え 2 と に な 3 を 3 と 2 と 2 に 3 の 3 を 3 と 3 と 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に 3 に	原定解釈の] 法 7 条を原定的に解する7 条介護保険優先原則適用場面は、「65 い。そして、原告についてになり介護保険の申請資格を得た」とい。そして、原告についてだけでは足りず、「介護保険の要介護申を受け取ることができる達度がは足りず、「介護保険の要介護申を受け取ることができる者が、自己負担増加等の不利益 医学の取ることができる者原が成り立たない、「受給者が、自己負担増加等の不利益 要」との国会答弁がなされ、「総付を送切れさせるべきではないも5 5歳になった障害者に介護保険法の規定する 「原告の主張が成り立たない限定解釈のの根拠」 (原告の主張になった障害者にが、「複数のの表別が支給されているのを受けることができるとき」と解すべ (原告政策のの根拠) (原告の主張になった障害者にだけ、「複数のの表別になった障害者にだけ、「複数のの表別になった合理。高齢原所得 でもとになって不合理。高齢原所得 でした者」のみを対象と要給資格を与えた上で、従前より不利益に過するのは、方を決定による不利益に過するのは、方とになって不合理。高齢原所得 (心した者)のみを対象とを強いることになって不合理。高齢原所得 (心した者)のみを対象とを強いることになって不合理。高齢原所得 (心した者)のみを対象とを強いることになって不合理。高齢原所得 (心した者)のみを対象とを強いることになっておきなるのない。本件処分に際し、原告がえるたまではなり、原告がえるための規定による療養給付によりの関係では、自立支援医療費の者によるための策を講じの受給者の不利益は回避されている						Ħ	法?柔の解却	
法 7条を限定的に解すること。そして、原告についてはを受け取ることができる者」る状況にあった。 原告の主張が成り立たないか本合意文書に「介護保険値止」が盛り込まれ、「総合的要」との国会答弁がなされ、に法一部改正案が上程されて、法法一部改正案が上程されて、は法一部改正表によれば、要介でいない場合は、原告に対して得を行った。原告の主張によれば、要介でいない場合は、一律かった明告の主張によれば、要介でいない場合は、一律かった明告の主張によれば、要介でいない場合は、一律かったが明保険法が「加齢に伴ったした者」のみを対象とした。原告の主張は立法論〕・介護保険法が「加齢に伴ったした者」のみを対象とした方者」のみを対象としたがの、明らがに楽し、基本合意に入れていない。本件処分に際し、原告の治し食品が、原告が多くを事情ではない。中口食用が高いるの光を指のに関いるが、大ちていない。本体の分に際し、原告がるべき事情ではない。中口食用があべき事情ではない時による生活の過	業を限定的に解すること、そして、原告については、そして、原告については、そして、原告については、地方数の工場が成り立たないから、原立は大きである。 一部改正銀が成り込まれ、「総合的なは、一部改正銀によれば、統付を途路之とは、統合の主張によれば、一部の主張は立法論〕でない場合は、一年かつは、一年からた。 明らかに平成19年ではは、一年からに、明らかに平成19年ではは、中枢の公司は、原子を対して、近時に対して、原告があるに、原子をがられていない。 原告がるべき事情ではない。 10年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年1	・基本合意文書の趣旨からも応能負担の原則は十分に尊重されなければならない ・「健康保険法の規定による療養給付」と の関係では、自立支援医療費の給付によ の受給者の不利益は回避されている	文指具格を有することによる个利宜」を強いることになって不合理。高齢展所得障害者に政策的に介護保険受給資格を与えた上で、従前より不利益に遇するのは大きな矛盾である。	 を加えないと、 害者にだけ、 すどしてご			環治解釈②】 7条による介記 7条による介記 、「受給者が、 受けることなへ 要がることなへ のを受けること	【限定解釈①】 法7条介護保険優先原則適用場面は、「65 歳になり介護保険の申請資格を得た」というだけでは足りず、「介護保険の要介護申請及び認定」を要すると限定的に解すべき	河
とい当と、必先な現いない、議官必長して、女、護客。迫いいは「す料 こ原議在るい説、申載こ遺(心い)書、保办被、なで訪ら動を、予訓練の。 よ明 諸的と知 身な は 険は岩破いる のが国 くりにに おい 考 には縫。なのもで 基度が国 に記 しはな区 対い 考 には縫。なな 基度が全		されるべき事情已負担増による止するための策	244	2法論] 「加齢に伴っ みを対象とし	さるで帰っる、一年が7月期間でで支援給付のみが支給されることに、明らかに平成19年課長通知にる	、 (対して、説明 (、要介護申請 (、要介護申請	本日本人書で「石磯体医院の地域での地上」が盛り込まれ、「総合的な議論が必要」との国会答弁がなされ、現在の国会に法一部改正案が上程されている。	条を限定的に解することしてして、原告については、そして、原告については、 とり、自立支援給付に相当 け取ることができる者」と 別にあった。 の主張が成り立たないから、音で事に「介護保障偏信集」	接

2條違反) 被告の処分は裁量を逸脱している(法2)

の運用を誤った 被告は適切に裁量を行使せず、法7条

- ・法22条の勘案事項に照らせば本件 [法22条違反] では女給決定をすべめ
- 却下処分が直ちに原告の生存を脅か **すことを知り**つら断行した(乱暴

[法7条の運用の誤り]

- 平成19年課長通知は、 に直接的に言及していない 6.5歳問題
- 基本合意文書の趣旨からも、行政 は、法7条を限定的に運用できる
- 自治体ごとの運用実態に差があり、 被告の運用が唯一のものではない

無限定の介護保険優先は違憲である

- 「応能負担」が障害者施策の基本
- 除するほど強固な原則ではありえ 「共助の原則」は、合理的例外を排

法7条が限定なしの介護保険優先原 則を定めているのであれば、65 保険の受給資格を与えた上で、従前より不利に遇する矛盾を犯すものであり、憲法14条、25条1 項に違反する のであり、憲法14架、 歳に達した障害者に対して、介護

介護保険への強制移行は、障害者の自 律と社会参加の機会を阻害するもので 権利条約に違反する

、条約違反になるとは考 えられない 直ちに、違憲、あるいは 介護保険優先原則が

軍望 することが容易ではない者に対して、 すると考えられるところ、 不合理な不利益を強いることは難けて 今年も少なくない障害者が6.5歳に達 権利を主張

- かった 原告が提出した「理 事情は確認できな ればならない特段の 由書』によっても 「居宅介護」でなけ
- 他の自治体の扱い 険を勧奨)は、法の 声のるところではな て、引き続き介護保 (一旦支給決定をし

千葉駅前で街頭宣伝を行ないました

天海訴訟は、まだ多くの県民、国民に知られていません。

この裁判は障害者、家族、関係者のみならず、多くの県民、国民の皆さんの世論をバックに取り組む必要があります。裁判官は法律解釈と事実関係をもとに判断するのはもちろんのことですが、世論の関心、マスコミの動向などにも関心を持っていると言われています。

提訴以来、大勢の方々の支援をいただい ていますが、県民、国民への浸透はどうか と言えば、まだこれからです。

6月12日の日曜日に、JR千葉、そごうデパート前で、65歳問題を訴えながら、 天海訴訟への支援と裁判の傍聴を呼びかけました。

天海原告、八田代表をはじめ13人の参加があり、チラシをまきながらマイクでも 天海訴訟と65歳問題を訴えました。埼玉から全視協の田中会長が盲導犬とともに、 また磯野さん母娘も駆けつけていただき、 1時間集中して取り組みました。

用意したチラシは30分程度でまききり、 もう少し多くあった方がよかったかと感じ ました。チラシを受け取った方からは、励 ましの言葉や、カンパ、おやつの差し入れ などもありました。宣伝行動参加者が交替 しながらマイクを握り、道行く人に直接話 しかけました。

今後も宣伝行動が必要です。



6月21日第4回口頭弁論 裁判所へ向けて行進



6月12日 千葉駅前で宣伝行動

カンパに添えてお便りがありました。

天海訴訟は弟の裁判

実家の弟は障害があります。両親が亡くなり 今は一人暮らしです。週一回ヘルパーさんが無 料で来てくれています。「65歳になったら有料 になるのかな」と心配しています。天海さんの 裁判は弟の裁判でもあると思っています。(Y)

千葉県**社保協**の夏の自治体キャラバン調査項目に、65 歳問題を入れてもらいました。 障害者が65 歳を迎え介護保険申請をしない場合、どのような対応をしているか。介護保険申請を勧めながらもそれまでに利用してきた**福祉サービスは継続**しているのか、それともバッサリと切り捨てるのか。興味深いデータが集まりそうです。